

平成28年7月
豊能郡環境施設組合

能勢町住民の皆さんへ

ダイオキシン類汚染物の処分について

このたびは、豊能郡環境施設組合の廃棄物を神戸市内の業者で処理し最終処分場に埋立処分したことにつきまして、報道等により大きく取り上げられ、住民のみなさまに多くのご心配とご迷惑をおかけしていることにつきまして、深くお詫び申し上げます。

住民の皆さんにはご報告が遅くなりましたが、今後は、適宜、情報提供に努めてまいりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

豊能郡環境施設組合管理者 豊能町長 田中 龍一
同 副管理者 能勢町長 山口 祐

《これまでの経過》

既にご存知のとおり、今回埋立処分した廃棄物（ドラム缶163本分）につきましては、平成9年に発覚したダイオキシン汚染により、焼却炉を緊急停止し、その後、施設を解体した時に発生した廃棄物の一部であり、当時は廃棄物の種別を明確にせず保管していましたが、平成16年に廃棄物を処理するにあたり、一般廃棄物に分類したところです。

当該廃棄物につきましては、これまで処理できず保管してきたところですが、昨年8月に地元自治体にご理解いただき、福岡県の業者に依頼し、処理を進めようとしたが、その後、当該業者での処理が困難となつたため、改めて処理の方策を検討する中で、当時の資料等を基に検証した結果、施設解体廃棄物である産業廃棄物が主体であると判断できました。その結果、全体を産業廃棄物として、神戸市内の業者で処理し最終処分場に埋立処分したものです。

しかしながら、この間の経過につきまして、神戸市に報告したところ、レンガくずや金属くずなどの解体廃棄物が主体であったとしても、ダイオキシン類汚染源たる、一般廃棄物である焼却灰が含まれていることから、一般廃棄物と産業廃棄物の混合した状態であると考えられ、こうした組合の行為に対し、遺憾の意を示されたものです。

《埋立処分した廃棄物の撤去》

こうした経過を踏まえ、神戸市から、埋立処分した廃棄物を直ちに撤去するよう求められ、組合としても、撤去に応じることとして、撤去に関し合意に至つたもので、組合が撤去廃棄物の搬入先を指定したうえで、8月10日までに撤去作業を完了することとなつたものです。

撤去した廃棄物につきましては、豊能郡内で仮置きすることとなりますが、仮置きにあたっては、周辺に影響を与えることのないよう、万全を期してまいります。

なお、実験試料として提供した廃棄物（ドラム缶35本分）につきましては、既に実験を終えており、今後、安全性や確実性の検証等を行うこととなっています。